



宮崎県公報

平成31年4月11日(木曜日) 第3088号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定(3件)…(障がい福祉課) 1
○と畜場法施行令第9条の検印に使用すると畜場
番号の設定…(衛生管理課) 2
○保安林の指定予定の通知(2件)…(自然環境課) 2
○保安林の指定実施要件の変更予定の通知の宛先
人不明について…(“ ”) 3

頁

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…(商工政策課) 3
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
計画の変更…(水産政策課) 4
○基本測量の実施の通知…(管理課) 7
○開発行為に関する工事の完了…(建築住宅課) 7
労働委員会告示
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
履歴等の公示… 8

告 示

宮崎県告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201413	指定生活介護 ふるさと七つ星	都城市菓子野町10298番地1	株式会社フォーユ	都城市姫城町14街区26号	平成31年4月1日	生活介護
4510201421	Second House plus	都城市北原町1584番3	株式会社NEO FIRST	都城市南横市町8442番地6	平成31年4月1日	生活介護
4510400080	おおぞら園	日南市大字益安1025番地8	社会福祉法人にちなん会	日南市大字益安1025番地8	平成31年4月1日	生活介護
4510400387	喜(よろこび)	日南市大字吉野方5655番地4	社会福祉法人つよし会	日南市大字風田3585番地	平成31年4月1日	生活介護
4510600689	ラキーノ日知屋	日向市大字日知屋字木原16330-1	合同会社Rakinon	延岡市旭ヶ丘6丁目2番地1	平成31年4月1日	生活介護
4512050503	サポートセンター なちゅれ	児湯郡新富町大字三納代字園田2197番地5	株式会社祐脩	宮崎市太田3丁目1番18号	平成31年4月1日	生活介護

宮崎県告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300843	グッドライフパートナー延岡	延岡市古城町1-3-17	一般社団法人グッドライフパートナー	東京都杉並区天沼3丁目2番2号荻窪勤業ビル3階	平成31年4月1日	就労移行支援
4512050230	元気	児湯郡新富町大字日置1550番2	特定非営利活動法人ハッピーデイズ	児湯郡新富町大字日置1550番2	平成31年4月1日	就労移行支援
4510201405	就労継続支援A型事業所「きりしま」	都城市下川東4丁目3200-26	特定非営利活動法人あした	都城市下川東4丁目3200-26	平成31年4月1日	就労継続支援A型

宮崎県告示第 282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200514	障害者自立支援センター どりーむわーくす	都城市乙房町2372番地1	社会福祉法人奨禮会	都城市乙房町2191番地3	平成31年4月1日	就労定着支援
4512050222	ぐらんま亭	児湯郡高鍋町大字蚊口浦9番地1	株式会社アーバンエチュード	児湯郡高鍋町大字蚊口浦36番地10	平成31年4月1日	就労定着支援
4512100035	悠々工房	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	社会福祉法人友隣会	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	平成31年4月1日	就労定着支援

宮崎県告示第 283号

と畜場法施行令（昭和28年政令第 216号）第9条の検印に使用すると畜場番号を次のように定める。

なお、と畜場法施行規則に基づくと畜場番号の設定（平成10年宮崎県告示第 353号）は、廃止する。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

番号	名称	所在地	区別
1	(株) ミヤチク都農工場	児湯郡都農町大字川北 15530番地	一般と畜場
2	都城市食肉センター	都城市平江町36号2番	一般と畜場
3	延岡市食肉センター	延岡市塩浜町2丁目2052番地1	一般と畜場
5	サンキョーミート(株)霧島ミートプラント	小林市大字細野2523番地	一般と畜場

6	(株)丸正フーズ	えびの市大字大河平4633番地	一般と畜場
7	(株)ミヤチク高崎工場	都城市高崎町大牟田4268番地1	一般と畜場
10	(株)ミヤチク都農工場	児湯郡都農町大字川北 15530番地	一般と畜場
11	南日本ハム(株)	日向市大字財光寺1193番地	一般と畜場
13	宮崎県簡易と畜場(川南支場)	児湯郡川南町大字川南 21986番地	簡易と畜場

宮崎県告示第 284号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字高篠平3753-1・3754-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 285号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字川の詰2327-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 286号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成31年宮崎県告示第155号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
延岡市役所
伊東正道、日高政明、木村常一郎
- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成31年宮崎県告示第 155号によること。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセナートライアル都農店
児湯郡都農町大字川北字上助代5474番1 外12筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,286㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南西側 231台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 50台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- | | |
|---------------|------|
| 建物東側(荷さばき施設①) | 164㎡ |
| 建物東側(荷さばき施設②) | 75㎡ |
| 合計 | 239㎡ |
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- | | |
|------------------|--------|
| 建物内東側(廃棄物等保管施設①) | 15.96㎡ |
| 建物内東側(廃棄物等保管施設②) | 19.20㎡ |
| 合計 | 35.16㎡ |
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 敷地南側及び北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成31年3月26日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年4月11日から平成31年8月11日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年4月11日から平成31年8月11日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第14位（平成28年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやぎ創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

(8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成30年		平成31年	
	まさば及びごまさば	まいわし	まさば及びごまさば	まいわし
	25,000トン	47,500トン		65,000トン
	若干		若干	

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「平成31年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成31年7月から平成32年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から平成31年12月までである。

なお、「平成31年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

また、「平成30年」のまさば及びごまさばの知事管理量については、25,000トンのうち3,000トンを県留保枠として定める数量とするが、管理期間中の本県の漁獲量が、県留保枠として定める数量を差し引いた知事管理量の7割に到達した時点で、本県の知事管理量は県留保枠として定める数量全量を加えて得た数量とする。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	
	平成30年	平成31年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	24,310トン	64,578トン
	若干	

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「平成31年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成31年7月から平成32年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1

月から平成31年12月までである。

なお、「平成31年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

また、「平成30年」のまさば及びごまさばの採捕の種類別に定める数量については、24,310トンのうち 3,000トンを県留保枠として定める数量とするが、管理期間中の本県の漁獲量が、県留保枠として定める数量を差し引いた知事管理量の7割に到達した時点で、本県の採捕の種類別に定める数量は県留保枠として定める数量全量を加えて得た数量とする。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等においては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等においては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等においては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の

充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間（平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について
 (1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。
 なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当することとし、期間別の割当量が変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち 4月～6月	1.9トン	0.9トン
	7月～9月	1.3トン	0.6トン
	10月～12月	1.1トン	1.0トン
	1月～3月	4.0トン	1.1トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		11.6トン	1.5トン
(大型魚)	うち 4月～9月	10.8トン	0.9トン
	10月～3月	0.8トン	0.6トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

る。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

- ④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。

・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。

・漁業者は、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁

業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業 (小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁 (遊漁者及び遊漁船業者) の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割 (2.9トン) を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間超過量合計	第3・第4管理期間期首の差し引き済み数量	第5管理期間期首の差し引き数量	第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第5管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6トン	5.4トン	2.9トン	1.4トン	0.2トン

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第5管理期間 (2019年)	2.9トン	11.8トン

第6管理期間 (2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間 (2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間 (2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間 (2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間 (2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間 (2025年)	1.8トン	12.9トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令 (法第10条関係) が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量 (機動観測)
- 2 作業地域
宮崎県えびの市
- 3 作業期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成31年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
日南市大字平野字深坪2559番他17筆、2455番3の一部、2460番3の一部、2461番4の一部、2461番5の一部、2556番地先里道、2566番地先里道の一部、2559番地先水路の一部、2547番の一部、2548番の一部、2549番の一部、2550番	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 株式会社 トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 愛知県豊橋市花中町56番地 株式会社 立岩 代表取締役 大山 鐘慶

の一部、2552番の一部、2553番の一部、2554番の一部、2555番の一部、2556番の一部

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成31年 4 月 11 日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成31年 4 月 2 日現在)

氏 名	現 職 (又は前職)	委 嘱 日
有 村 文 雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 顧問	平29. 8. 21
江 藤 洋 行	労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社 顧問	平29. 8. 21
大 森 一 仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役 社長	平29. 8. 21
岡 田 保 彦	労働委員会事務局 調整審査課 課長補佐	平30. 4. 3
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平29. 8. 21
川 端 輝 治	商工観光労働部 雇用労働政策 課長	平31. 4. 2
工 藤 久 昭	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 顧問	平29. 8. 21
黒 木 忠 博	労働委員会労働者委員 日本私鉄労働組合九州地方連 合会 執行委員長	平29. 8. 21
後 藤 厚 一	労働委員会公益委員 (宮崎県総合博物館長)	平29. 8. 21
阪 本 典 弘	労働委員会事務局長	平31. 4. 2
芝 三 千 代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	平29. 8. 21
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県 連合会 会長	平29. 8. 21
日 野 直 彦	労働委員会公益委員 弁護士	平29. 8. 21
福 島 昭 一	労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組 合会議 副議長	平29. 8. 21
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員	平29. 12. 18

	株式会社テレビ宮崎 常勤監査 役	
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士	平29. 8. 21
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士	平29. 8. 21
横 山 節 夫	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県 連合会 顧問	平29. 8. 21
米 澤 淳	労働委員会事務局 調整審査課 長	平31. 4. 2